

## 指名停止の措置要件の改正について

市が発注する建設工事等の契約の適正な執行を確保するために規定している南あわじ市指名停止基準において、入札の公正性の向上を図るため措置要件の改正を行う。

区 分	現 行	改 正
南あわじ市指名停止基準別表第2		
2 入札参加資格者等が独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19号の規定に違反し、次に該当したとき。	(1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	(1) 入札参加資格者等が次に掲げる建設工事等に関する違反行為について公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき、 <u>若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表されたとき。</u>
7 入札参加資格者等が不正又は不誠実な行為をし、次に該当したとき。	(5) 別表第1並びに別表第2の1から6まで及び7の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が建設工事等において、業務関連法令(注11)に重大な違反(注12)をしたとき。  (注12) 重大な違反とは、当該法令違反で逮捕、書類送検、又は起訴された場合等をいう。	(5) 別表第1並びに別表第2の1から6まで及び7の(1)から(4)までに掲げる場合のほか、業務に関し、入札参加資格者等が建設工事等において、業務関連法令(注11)に重大な違反をしたとき(注12)。  (注12) 重大な違反をしたときとは、当該法令違反で逮捕、書類送検、起訴され <u>たとき又は監督官庁から処分を受け</u> たときをいう。

〔実施時期〕 令和6年7月8日から適用